青森市総合計画 前期基本計画 (素案)

第4分科会 関連部分

		目	次			
5 つよい街						
5-1 防災体	ぶ制・雪対策の充実 ・					1頁
5 - 1 - 1	市民防災の促進・・					3頁
5 - 1 - 2	災害防止対策の推進					4頁
5 - 1 - 3	克雪体制の整備・・					5頁
5 - 1 - 4	空家等対策の推進・					6 頁
5-2 土地利]用・都市景観の形成					7頁
5 - 2 - 1	効率的で計画的な土地和	利用の	推進			9頁
5 - 2 - 2	自然環境と調和した都市	 卡景鶴	見の形成			11頁
5 - 2 - 3	安全で快適な住まいの	確保				12頁
5-3 交通イ	ンフラの充実・・・・					13頁
5 - 3 - 1	広域交通の充実 ・・					14頁
5 - 3 - 2	域内交通の充実 ・・					15頁
5 - 3 - 3	快適な道路交通環境の	確保				16頁
6 かがやく街						
	に自然環境の保全 ・・					17頁
	陸奥湾資源の保全・					19頁
	豊かな森林の保護・					20頁
6 - 1 - 3		首 ス・	劣ェネ	活動の促進	'	21頁
	生活環境の確保 ・・	可 / 、		10 30 0 00	=	22頁
,	適正な汚水排除・処理の	つ確但	2			24頁
	公害対策の推進・・・	/ノ4底 木				25頁
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	衛生的な生活環境の確何					26頁
6-3 廃棄物						27頁
	ごみの減量化・リサイク		ノ5虫1匕	• • • • •	• • • •	28頁
v − 3 − 2	適正な廃棄物対策の確何	木 •	• • •	• • • •	• • • •	29頁

5 つよい街

5-1 防災体制・雪対策の充実

現状と課題

《自然災害の状況》

● 近年、全国各地で発生している大規模地震や局地的な集中豪雨とそれに伴う土砂災害、予期 せぬ降雪による被害など、全国的に見て大規模な自然災害が多発しており、本市でも平時か らの災害への備えが重要となっています。

《消防団員の状況》

● 消防団は、地域密着性・要員動員力・即時対応力等の特性を活かし、関係機関等とともに、 地域防災の中核として重要な役割を担っていますが、近年、消防団員の減少や高齢化等が進 んでいます。

《雪対策の状況》

- ●本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されているなど多雪都市であることから、市民の市政に対する関心のうち、雪対策への関心が恒常的に高くなっています。
- 高齢化の進展などに伴い、自力で雪処理を行うことが困難な世帯が増加することが見込まれます。

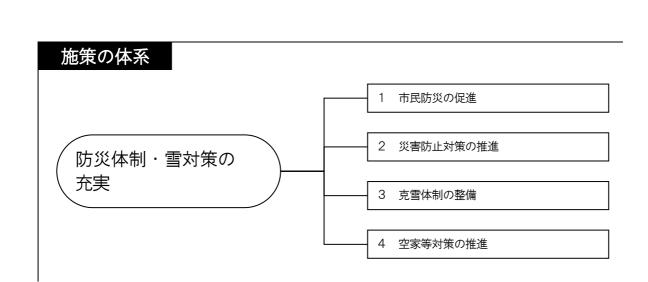
《空家等の状況》

- 我が国の空家数は、2013 年には、5 年前より約 63 万戸増の約 820 万戸で空家率 13.5%となっています。一方、本市の空家数は、2013 年には、5 年前より 1,390 戸増の 20,830 戸で空家率 15.4%となっており、空家数は国と同様に増加し、空家率は国を上回っています。
- 適正な管理がなされていない空家等は、防災・防犯・衛生・景観等の面において影響を及ぼします。

基本方向

災害時において、市民の生命と財産を守るため、自助・共助・公助による官民一体となった 地域防災体制の強化を図るとともに、災害に強い都市基盤整備を進めます。

また、地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を促進するほか、空家等の適正な管理を促進します。



5-1-1 市民防災の促進

災害時において、市民の生命と財産を守るため、官民一体となった自助・共助・公助による地域防災体制の強化を図ります。

また、災害時における迅速かつ適切な避難行動・避難所運営のため、民間団体・地域・NPO などボランティアとのネットワークを活かし、専門的な知識を有する人材の確保を図ります。

主な取組

《地域防災体制の強化》

- 自主防災組織や民間団体が行う防災関連の講習会の支援のほか、学校等の防災教育に対応するなど、市民一人ひとりの防災意識を啓発します。
- 地域住民が互いに協力しあいながら防災活動に取り組む自主防災組織の結成・活動・人材育成を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- 災害時において、迅速かつ的確な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、防災訓練などにより、地域全体の防災意識の高揚を図ります。
- 避難所標識板、海抜表示板への外国語併記、ICT を活用したハザード情報の提供などにより、 市民をはじめ、地理不案内な旅行者や外国人が適切な避難行動をとれる環境づくりを進めま す。
- 自主防災組織、民間団体、NPO などのネットワークを活用するとともに、他自治体、関係機関等と連携し、防災体制の強化を図ります。
- 平時から災害に備え、社会のニーズに合わせた物資等を備蓄していきます。

《消防力の強化》

- 成人式や大学祭などを活用し、消防団の制度の普及啓発や入団促進活動を行うことにより、 消防団員の確保を図ります。
- 資機材の充実や技術力の向上などにより、消防力の強化を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値
防災訓練や研修の実施回数 自主防災組織が行う防災に係る訓練や 研修の実施回数	82 回 (2017 年度)	***

5-1-2 災害防止対策の推進

災害時において、市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市基盤整備を進めます。

主な取組

《災害に強い都市基盤整備》

- 過去の水害発生状況や河川整備の現状を踏まえ、治水安全度を高めるため、国や県と連携を 図りながら河川改修を実施します。
- 市街地における浸水被害を軽減するため、雨水管渠や水路、側溝の維持管理により、都市基 盤の維持に努めます。
- 土砂災害が懸念される危険箇所については、県と連携を図りながら急傾斜地崩壊防止工事などの災害防止対策を進めます。
- 津波や高潮などによる浸水被害の軽減及び大規模地震への耐震対策を図るため、青森港における交流面、環境面をも考慮した海岸保全施設の整備がされるよう、青森港を管理する県や国に働きかけるなど災害防止対策を促進します。
- 道路等のインフラや公共施設の耐震化を図るとともに、民間建築物についても、国や県と連携し普及・啓発活動を実施するなど耐震化を促進します。

指標とその説明	基準値	目標値
河川改修事業進捗率 市が現在整備を進めている貴船川河川 改修事業の進捗率	38.0% (2017年度)	***

5-1-3 克雪体制の整備

地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市 民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を推進します。

主な取組

《効果的・効率的な除排雪》

- よりきめ細かく効率的な除排雪に向けて、地域・除排雪事業者との連携のもと、除排雪関連情報の共有化を図りながら、地域の実情や特性に合った丁寧な除排雪を実施します。
- 除排雪作業水準の向上に努めるとともに、情報通信技術などの活用により除排雪作業状況を 的確に把握し、除排雪作業の適切な管理と効率的な実施を推進します。
- 雪に関する市民相談への対応やホームページによる除排雪情報の提供など、迅速かつ的確に 雪関連情報を収集・提供します。

《持続可能な雪対策の推進》

- 大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民のボランティア活動を推進し、地域やボランティア団体などとの連携により、高齢者などの雪処理が困難な市民への間口除雪や屋根の雪下ろしなどの支援を促進します。
- 地域における自主的な雪処理を支援する流・融雪溝の整備や雪処理施設設置への支援、また 冬期における通学路などの歩行者空間確保のための小型除雪機の貸与などを推進します。
- 冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に向け、融雪施設などの計画的な整備を促進します。

指標とその説明	基準値	目標値
雪捨て場の設置箇所数 機械除排雪を円滑に行うため設置する 雪捨て場の箇所数(青森港本港地区緑 地(浜町)雪処理施設、八重田積雪融 雪処理槽を含む。)	35 箇所 (2017 年度)	***
青森市ボランティアポイント制度における雪対策支援分野への登録者数 青森市ボランティアポイント制度に登録している地域福祉サポーターのうち「雪対策支援」分野を希望している者の数	508 人 (2017 年度)	***

5-1-4 空家等対策の推進

空家等の適正な管理を促進することにより、市民が安全で安心に暮らすことができる生活環境の確保を進めます。

主な取組

《適正な管理の啓発》

● 空家等の所有者等の責務や、関係法令の概要に関する情報提供などを実施し、所有者等による適正な管理を啓発します。

《利活用の推進》

● 空家等の売買・賃貸借に関する相談体制及び情報発信の充実を図り、空家等の利活用を推進 します。

《危険な空家等の解消》

● 防災・防犯・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については、法令等に基づき、 適正な指導等を通じ解消を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値
空き家バンク登録数 通常では不動産市場に流通しにくい中 古住宅や空き地等を空き家バンク制度 により流通物件化した数	0件(2018年度)	***

5 つよい街

5-2 土地利用・都市景観の形成

現状と課題

《土地利用の状況》

● 人口減少の進行に伴い、各地域において、空家の増加などによる一層の市街地の低密度化や、 身近な商業など生活サービス機能の低下、公共交通の利用者の減少などが想定されています。

《都市景観の状況》

- 都市景観については、地域の歴史、培われてきた自然や風土、生活、文化、雪国としての生活様式等のかけがえのない市民共有の財産を守り、また、有効に活用するなど、快適で個性的な都市環境を次世代に引き継いでいくことが重要となっています。
- 人と自然が共生する都市環境の創出の場として、公園や緑地の充実を図るとともに、緑と花にあふれた潤いのある美しいまちなみの形成に向け、市民と行政との連携による緑化活動を推進することが重要となっています。

《住まいの状況》

● 住宅については、雪や災害に対する安全性・快適性のほか、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、居住ニーズが多様化しています。

基本方向

適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進めます。

都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

また、地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

施策の体系 1 効率的で計画的な土地利用の推進 土地利用・都市景観の 形成 2 自然環境と調和した都市景観の形成 3 安全で快適な住まいの確保

5-2-1 効率的で計画的な土地利用の推進

適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の 都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進めます。

主な取組

《適正な土地利用の推進》

- 公共交通沿線の「居住誘導区域」に民間の宅地開発等を促進することにより、公共交通の利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを進めます。
- また、人口減少の中にあっても、市民が持続的に生活サービスを享受できる多極型の都市構造を目指し、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点として位置付けた6つの「地区拠点区域」において、公共交通ネットワークと連携しながら、老朽化した建物、空地、中小小売店舗の共同化・集約化等の取組により、医療・商業等の都市機能の立地の促進を図ります。
- 既存ストックの有効活用を基本とした計画的な土地利用を推進するとともに、土地取引に関する各種法令を通じて、適正かつ合理的な土地利用の推進や公共事業用地の円滑な確保を図ります。
- 長期的な視点に立って、土地利用・都市施設等の整備の方針など都市計画の総合的な指針としての役割を担う「(仮称) 青森市都市計画マスタープラン」を新たに策定し、計画的な都市づくりを進めます。

《コンパクトな複数の拠点づくりの促進》

- 青森駅周辺地区は、商業、医療、業務、都心居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の集積を図ります。
- また、青森駅自由通路や青森駅西口広場の整備など、青森駅を中心とした都市交通ターミナル機能の充実を図ります。
- 新青森駅周辺地区は、県内他都市、道南地域を結ぶ広域交流の玄関口として、駅利用者のさまざまなニーズに対応した交通結節点機能やホスピタリティ機能を充実させるため、観光・交流施設などの集積を図るとともに、日常生活に必要な、商業施設や医療施設などの集積を図ります。
- 操車場跡地周辺地区は、子育て施設、福祉施設、医療施設等の都市機能が集積した拠点として、これまでの既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の施設の集積を図ります。
- また、青森操車場跡地については、青森操車場跡地利用計画審議会からの答申をはじめ、スポーツや多様な催事ができる交流拠点を整備する「青森市アリーナプロジェクト」の実施などを踏まえ、青森操車場跡地利用計画を策定し、跡地の利活用を進めます。

- 浪岡駅周辺地区は、津軽地方の各都市との近接性を活かした津軽地方の玄関口として、交通 結節点機能を活かしつつ、浪岡地域の日常生活に必要な行政機能や商業施設、医療施設、福 祉施設などの都市機能の集積を図ります。
- 造道周辺地区は、高度専門医療機能を有する医療施設に加え、商業施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、交通結節点機能の強化を図ります。
- 浜田周辺地区は、商業施設の集積に加え、医療施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、公共交通のサービス水準の向上等を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値
居住誘導区域内の居住人口 密度 総人口に占める居住誘導区域内の居住 人口密度	調査中 人/ha (2018 年度)	***

5-2-2 自然環境と調和した都市景観の形成

都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ります。

主な取組

《良好な都市景観の形成》

- 大規模な建築物や屋外広告物の規制・誘導などを通じて、自然環境や歴史・文化的景観資源 を保全するとともに、快適で魅力的な市街地景観の形成を図ります。
- 緑地の保全及び緑化の推進を図るため、市街地におけるレクリエーションや憩いの都市空間として、市民ニーズを踏まえながら、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図ります。
- 「青い森」の名にふさわしい緑と花にあふれたまちづくりのため、市民の緑化意識の啓発や 地域住民による自主的な緑化活動を支援するとともに、地域と行政が連携して、地域性豊か な緑化活動を推進します。

指標とその説明	基準値	目標値
緑化活動累積団体数 地域花いっぱいまちづくり事業に参加 する自主的に緑化活動を行っている団 体数の累積	1, 024 団体 (2018 年度)	***

5-2-3 安全で快適な住まいの確保

地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、安全で良質な住宅ストックやだれもが安心して暮らせる居住の安定の確保を図り、多様な居住ニーズに対応できる環境づくりを進めます。

主な取組

《地域特性に応じた良好な居住環境の形成》

- 屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や、既存建物の耐震診断及び耐震改修の普及・促進などを通じて、雪や災害に強い住まいづくりを推進します。
- 居住誘導区域内の民間集合住宅等の立地の促進に努めるほか、長期にわたり良好な状態で活用される住宅の普及・促進や、住宅リフォームなどに関する情報提供、相談体制の充実などを通じて、住宅の適切な維持管理と有効に活用される環境づくりを進めます。

《多様な居住ニーズへの対応》

- 空家をはじめとする既存住宅ストックの有効活用などにより、居住ニーズに応じたまちなかや郊外などへの円滑な住み替えを促進します。
- 市営住宅を良好な住宅ストックとして活用していくための適切な管理・修繕や整備、県営住宅との連携などを通じて、誰もが快適な住生活を営むことができる環境づくりを進めます。
- 住宅に困窮する方が市営住宅に円滑な入居ができるよう、適正な入居管理による公平性の確保に努めるなど、居住の安定確保が図られる体制を構築します。

指標とその説明	基準値	目標値
居住誘導区域内の居住人口 密度〔再掲〕 総人口に占める居住誘導区域内の居住 人口密度	調査中 人/ha (2018 年度)	***

5 つよい街

5-3 交通インフラの充実

現状と課題

《広域交通の状況》

●本市は、道路、鉄道、空港、港湾などの国内外の都市をつなぐ交通の要衝となっており、北海道新幹線の新函館北斗駅の開業や、青森空港における中国・天津便の就航など、広域交通の機能の充実が図られてきているほか、青森港については、クルーズ客船の寄港や本州と北海道を結ぶ重要な拠点港となっていることから、引き続き、これら交通機能の充実を図ることが重要です。

《域内交通の状況》

◆ 人口減少・少子高齢化の進展などにより、域内の公共交通利用者の減少傾向が続いており、 今後、公共交通ネットワークを維持することが困難になることが懸念されます。

《道路交通環境の状況》

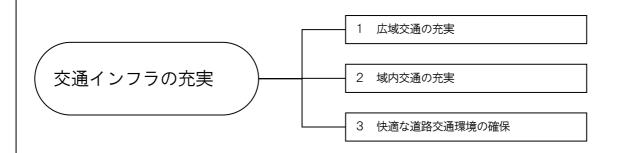
● 橋梁をはじめとする道路施設の老朽化が進んでいることから、計画的な点検・補修や更新が 重要となっています。

基本方向

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図るほか、都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、年間を通じて誰もが安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。

施策の体系



5-3-1 広域交通の充実

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図ります。

主な取組

《道路機能の充実》

● 都市間の人的・物的交流の活性化や災害時などにおける「命の道」としての役割の強化に向け、関係機関と連携し、東北縦貫自動車道八戸線などの建設を促進します。

《鉄道機能の充実》

● 県や関係市町村と連携し、新幹線や在来線、青い森鉄道線の乗継環境等の利便性向上や主な 鉄道駅におけるバリアフリー化を進めるなど、鉄道の更なる利用の促進を図ります。

《空港機能の充実》

● 国や県、関係機関などとの連携を図りながら、国内外を繋ぐ拠点としての青森空港の利用促進を通じ、国内外空港路線の維持・拡大を図ります。

《港湾機能の充実》

● 青森港の利用ニーズに対応するため、青森港を管理する県や国と連携を図りながら、クルーズ客船が接岸する新中央埠頭及び沖館埠頭の機能向上を図るとともに、物流を支える港湾施設の老朽化対策や整備を促進します。

指標とその説明	基準値	目標値
観光入込客数(延べ人数) 〔再掲〕 本市を訪れた観光客数	6, 040 千人 (2017 年)	***

5-3-2 域内交通の充実

都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

主な取組

《公共交通ネットワークの形成》

- 都市づくりと連携し、鉄道線とバス路線により、利便性が高く、利用しやすく、わかりやすい公共交通ネットワークを形成します。
- 公共交通利用への転換を促すため、多様な主体との連携により、適切な公共交通に関する情報提供を行うなど、「モビリティ・マネジメント」を推進します。

《利便性の高い公共交通環境の整備》

- 各交通機関相互の乗継環境の改善や鉄道新駅設置に関する検討、鉄道線の充実や多言語表記などを含めた案内情報の充実などにより、市民や観光客等の利便性の確保を図ります。
- 交通需要に対応したバス路線の構築に向け、利用者ニーズや動向、地域特性等に対応した路線の見直しを行います。

《交通拠点間の連携》

● 交通拠点の交通結節機能の強化と拠点間の二次交通の充実に向けて、鉄道線を効果的に活用するとともに、バスやタクシーなどの利用環境の向上を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値
公営路線バスの年間乗車人数 青森市営バス、青森市市民バス、浪岡コミュニティバス、青森市シャトル・ルートバスの年間利用者数	7, 772, 641 人 (2017 年度)	***
市内鉄道駅の1日当たりの乗車人数 JR東日本・青い森鉄道の1日当たりの 乗車人数	15, 537 人 (2017 年度)	***

5-3-3 快適な道路交通環境の確保

安全で快適に移動することのできる道路交通環境の確保を図ります。

主な取組

《計画的な整備》

● 交通の円滑化や市民の利便性の確保を図るため、地区の状況などに応じて必要とされる機能について、検討や見直しを進めながら、都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備を推進します。

《計画的な管理》

● 橋梁をはじめとする既存の道路施設の老朽度合いに応じた計画的な改築・更新などによって、 既存ストックの長寿命化を推進し、安全な道路交通環境の確保を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値
都市計画道路整備率都市計画道路が整備されている割合	68. 7% (2017 年度)	***
道路ストック点検数 橋梁及び大型道路構造物等の点検数	436 件 (2017 年度)	***

6 かがやく街

6-1 豊かな自然環境の保全

現状と課題

《陸奥湾資源の保全の状況》

● 本市に豊かな恵みをもたらしている陸奥湾は、津軽半島と下北半島に囲まれた閉鎖性の強い 水域であり、一旦汚濁が顕在化すると、その回復には多大な経費と時間を要し、完全な回復 も困難とされています。

《自然環境の保護の状況》

● 自然環境は、人が暮らしていくための重要な基盤であり、本市における自然の豊かさは、私たちのまちが住みやすいまちであるための大切な要素となっていますが、地球温暖化の進行や海洋汚染などが世界的な自然環境の課題となっているほか、我が国では耕作放棄地や手入れの行き届かない森林なども課題となっています。

《地球温暖化対策の状況》

- 本市における 2015 年度の温室効果ガスの総排出量は、261.1 万 t-C02で使用エネルギー種別で見ると電力の消費に起因する二酸化炭素排出量の増加などにより、1990 年度の 198.8 万 t-C02から増加しており、また部門別に見ると特に「業務その他部門」(事務所や店舗など)の占める割合が最も多く、次いで「家庭部門」(住居)となっています。
- 本市における 2015 年度の 1 人当たりの二酸化炭素排出量は、8.9 t-CO₂で 1990 年度の 6.3 t-CO₂から増加しています。

基本方向

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成によって、自然環境の保護を図るとともに、陸奥湾資源の保全のため陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進します。

また、再生可能エネルギー等の普及促進、市自らも取り組む省エネルギー行動の推進などにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。

施策の体系 1 陸奥湾資源の保全 豊かな自然環境の保全 2 豊かな森林の保護 3 再生可能エネルギーの導入・省エネ活動 の促進

6-1-1 陸奥湾資源の保全

陸奥湾沿岸市町村や関係団体と一体となった環境保全への取組を推進し、陸奥湾資源の 保全を図ります。

主な取組

《陸奥湾の環境保全意識の向上》

- 陸奥湾の良好な水質環境を将来にわたって保全していくためには、海だけではなく、森里川海での一体的な活動が必要であることから、清掃活動や植林等の環境保全活動を実施する団体に支援を行うほか、子どもや大人を対象とした体験会や勉強会を実施し、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。
- 陸奥湾は閉鎖性の強い水域であるとともに、その沿岸には複数の市町村が面しているため、本市のみで行う取組だけでは、その環境保全は困難であることから、陸奥湾沿岸市町村や関係団体と連携して、環境保全活動を推進します。

指標とその説明	基準値	目標値
陸奥湾の環境基準達成率 陸奥湾の水質調査 (3 地点) における環 境基準の達成率	94. 1% (2017 年度)	***

6-1-2 豊かな森林の保護

自然環境を守り育てる活動の充実や自然保護意識の醸成を図るとともに、八甲田山系から身近な里山まで、豊かな森を将来世代に引き継いでいくため、自然環境の保護を図ります。

主な取組

《自然保護意識の醸成》

- 森林などの自然を活かした公園の利用をはじめとする、市民が身近な自然に触れ合うことができる機会の活用や緑を守る募金活動、花苗等の提供などによる、緑化意識の普及啓発を通じて、関係団体と連携しながら市民の自然保護意識の高揚を図ります。
- 次世代を担う子どもを対象に、国・県と共同で、森や川の役割・重要性を学ぶ機会を提供し、 自然保護意識の醸成を図ります。

《自然環境を守り育てる活動の充実》

- 八甲田連峰におけるごみの放置や、禁止されている場所での山野草の採取など、自然環境破壊につながる行為についての注意を呼びかけ、自然を保護・保全しながら適正な利用の促進を図るなど、市民や関係団体と連携した自然保護活動を進めます。
- 地域の身近な森林の環境美化活動など、市民や関係団体と連携した自然環境の保全活動を進めます。
- 耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の解消を図ります。
- クマ、サル、カラスなどによる人や農作物などへの被害を防止するとともに、鳥獣の捕獲許可や飼養登録などを通じ、鳥獣の保護を図り、人と鳥獣がうまく棲み分けし共存できる環境づくりを図ります。

指標とその説明	基準値	目標値

6-1-3 再生可能エネルギーの導入・省エネ活動の促進

再生可能エネルギー等の普及促進、省エネルギー行動の推進などに取り組むことにより、 温室効果ガス排出量の削減を図り、地球温暖化対策を推進します。

主な取組

《再生可能エネルギー等の普及促進》

- 太陽光や風力、地熱、バイオマスなど、地域に存在する多くの再生可能エネルギー資源の有効活用に向けて、再生可能エネルギーの普及促進や導入を図ります。
- 弘前大学地域戦略研究所などの関係機関との連携により、地域に適したエネルギー利用技術 の確立を目指し、新たな事業の創出に努めます。

《省エネルギー行動の推進》

● 地球温暖化防止活動推進センターなどと連携し、市民や事業者に対する環境講座などの様々な学習機会を活用した情報提供や啓発イベントの開催などを通じて、一人ひとりの地球環境に対する責任と役割についての理解や認識を深めることで、日常生活や事業活動を見直し、エネルギー消費の無駄をなくすエコライフやエコオフィスの推進を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値
温室効果ガス排出量市域における温室効果ガスの排出量	261. 1 万 t-CO ₂ (2015 年度)	***
環境啓発関連イベントなど への参加者数 市が主催する環境啓発関連イベントや 講座などへの市民の参加者数	2, 121 人(2017 年度)	***

6 かがやく街

6-2 快適な生活環境の確保

現状と課題

《適正な汚水排除・処理の状況》

- 河川や海、かんがい用水路などの水質保全や生活環境の改善のため、適正な汚水排除・処理 が重要となっています。
- 老朽化した汚水処理施設の機能を確保することが重要となっています。

《公害の状況》

● 公害については、関係法令及び公害防止条例に基づく規制、改善指導などによって全般的に 改善されてきているものの、事業活動や市民生活に関連して発生する公害を未然に防止する ため、事業者や市民などに対して自らが発生源とならないよう注意を促すことが重要となっ ています。

《食品衛生・生活衛生対策の状況》

- 生活衛生施設の衛生環境や食品に対する信頼と安全性を確保することが重要となっています。
- 核家族化や少子高齢化の進展などにより、お墓への考え方が変化してきており、市民の墓地 需要が多様化しています。
- 犬・猫の糞尿・鳴き声・放し飼い等、不適切な飼養に関する苦情や引取り相談が寄せられています。

基本方向

汚水処理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

また、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監視活動を継続するほか、食品衛生・生活衛生対策の推進、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚及び適正飼養の意識啓発を図ることなどにより、衛生的な生活環境の確保を図ります。

施策の体系 1 適正な汚水排除・処理の確保 (快適な生活環境の確保 3 衛生的な生活環境の確保

6-2-1 適正な汚水排除・処理の確保

汚水処理に係る水洗化の促進や下水道施設等の機能確保などにより、公共用水域の水質 を保全し、衛生的な生活環境の確保を図ります。

主な取組

《汚水処理に係る水洗化の促進》

- 汚水処理施設について、費用対効果や地域特性などに応じた効果的・効率的な整備を進めます。
- 公共下水道などの整備予定のない地区において、住宅への合併処理浄化槽の設置に対する助成により設置を促進するとともに、設置された浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- 公共下水道などの整備地区において、未だ水洗化がなされていない住宅や事業所に対し、普及啓発活動を通じて水洗化を促進します。

《下水道施設等の機能確保》

● 今後、老朽化した施設の増加が見込まれることから、既存施設の効果的・効率的な更新に努めるなどの適正・適切な維持管理を通じ、下水道施設等の機能保全を図ります。

指標とその説明	基準値	目標値
水洗化率 公共下水道・農業集落排水・合併処理 浄化槽で汚水を処理している年度末現 在の人口の割合	76. 3% (2017 年度)	***

6-2-2 公害対策の推進

生活環境の保全を図るため、環境基準の達成状況の調査や事業者への指導などの公害監 視活動を継続するとともに、事業者や市民に対する意識啓発を進めます。

主な取組

《事業者や市民に対する意識啓発》

● 事業活動や市民生活に伴う騒音・悪臭・大気汚染などが苦情やトラブルにつながることや、 公害の原因となることをわかりやすくお知らせすることを通じ、事業者や市民が自ら公害な どの発生源とならないよう注意を促します。

《公害監視体制の充実》

- 水質汚濁、大気汚染、騒音、ダイオキシン類汚染、地盤沈下の公害の状況把握のため、定期 的な調査を行います。
- 事業活動などに伴う騒音・悪臭・大気汚染などを適宜測定し、基準適合状況を踏まえた事業 者への指導を行うなど適時適切な公害監視活動を進めます。

指標とその説明	基準値	目標値
環境基準達成率(大気・水質・騒音・ダイオキシン) 大気・水質・騒音・ダイオキシン各監 視項目に係る環境基準の達成率	95. 1% (2017 年度)	***

6-2-3 衛生的な生活環境の確保

食品衛生対策や生活衛生対策を推進するとともに、犬や猫をはじめとするペットへの愛護意識の高揚を図ることなどにより、衛生的な生活環境を確保します。

主な取組

《食品衛生・生活衛生対策の推進》

- 食品や日常生活における衛生水準の向上に向けた情報を提供し、市民や事業者への注意を促すとともに、営業に関する審査・許可や、食品及び食品取扱施設、生活衛生施設などの監視・指導などを通じ、食中毒や感染症の発生防止に努めます。
- 市民や地域と連携し、アメリカシロヒトリ**やスズメバチなどの害虫対策についての支援や助言、飲用井戸の定期的な水質検査の勧奨など、生活環境の保全を図ります。

《市営霊園の適切な運営》

● 多様化する市民の墓地需要を踏まえ、承継を前提としない新たな形態のお墓の整備や墓地区 画の確保・提供に努めます。

《動物愛護管理対策の推進》

- 青森県動物愛護センターと連携し、犬や猫をはじめとするペットの飼い主に対する啓発活動などにより、飼養する上で守るべきマナーやモラルの向上を図ります。
- 大や猫の飼い主から引取りの相談や依頼などがあった場合は、ペットへの愛護意識を高め、 適正飼養や終生飼養などの必要な助言・指導を行います。
- ※ [アメリカシロヒトリ] 樹木の葉を食害するガの一種。

指標とその説明	基準値	目標値
食中毒事件発生件数 原因となる食品や、施設が特定された 食中毒の発生件数	1 件 (2017 年度)	***
犬・猫引取り数 飼い主がやむを得ない理由で飼えなく なった犬・猫や、所有者不明の犬・猫 の引取りを拾得者から求められた場合 に引取りをした頭数	178 頭 (2017 年度)	***

6 かがやく街

6-3 廃棄物対策の推進

現状と課題

《ごみ排出量・リサイクル率の状況》

- ◆本市の2016年度における1人1日当たりのごみ排出量は1,044gとなっており、全国平均の925gと比較して多くなっています。
- 本市の 2016 年度におけるリサイクル率は 16.5% となっており、全国平均の 20.3% と比較して低くなっています。

《廃棄物の不適正処理の状況》

● 本市の2017年度における不法投棄などの不適正処理は140件確認されています。

基本方向

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な取組を推進するとともに、意識啓発の強化などを図ります。

また、不法投棄をなくすため、廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進するとと もに、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりなど、廃棄物対策を推 進します。

施策の体系 1 ごみの減量化・リサイケルの強化 廃棄物対策の推進 2 適正な廃棄物処理の確保

6-3-1 ごみの減量化・リサイクルの強化

家庭や事業所から出るごみの減量化・資源化に向けた効果的な対策、意識啓発強化を推進します。

主な取組

《多様な主体が連携した 3R 活動の推進》

● 市民や町(内)会、事業者、各種団体などの自主的活動主体と行政が連携・協働し、意識啓発や意見・情報交換などの活動を通じ、ごみの減量化・資源化に向けた生活スタイルとして Reduce (リデュース=排出抑制)、Reuse (リユース=再利用)、Recycle (リサイクル=再資源化)の浸透を図ります。

《市民のごみ減量化・資源化対策の促進》

● 家庭から排出される可燃ごみの中には、分別や排出抑制が可能な紙類、ビニール・プラスチック類、生ごみが多く含まれていることから、資源物の分別や生ごみの減量方法やごみ処理の現状などについて市民への効果的な情報発信を行うほか、町(内)会等と連携し、ごみの減量化・資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。

《事業者のごみ減量化・資源化対策の促進》

● 事業所などから排出される可燃ごみの中には、分別や排出抑制が可能な紙類や生ごみが多く 含まれていることから、清掃工場へのリサイクル可能な古紙類の搬入規制の徹底を図るほか、 古紙類を回収する制度や生ごみの減量化対策などの効果的な情報発信により、ごみの減量 化・資源化に対する認識と理解を深める取組を進めます。

指標とその説明	基準値	目標値
市民1人1日当たりのごみ 排出量 ごみの排出量を市民1人1日当たりに 換算した量	1, 044 g (2016 年度)	***
リサイクル率 一般廃棄物の総排出量に占める資源化 量の割合	16.5% (2016年度)	***

6-3-2 適正な廃棄物処理の確保

不法投棄をなくすため、関係機関と連携しながら、不法投棄をさせないための環境づくりや廃棄物の適正処理に関する啓発活動を積極的に推進します。

主な取組

《一般廃棄物の適正処理の確保》

- 一般廃棄物の適正な分別・排出を促すために、各種事業や清掃ごよみ、広報等により啓発活動を実施し、町(内)会や関係機関などと連携し、ごみ出しマナーの向上を図り、不法投棄をさせない環境づくりを行います。
- 清掃工場や最終処分場など廃棄物処理施設の適正な運営・維持管理や、周辺市町村と連携した処理体制の確保などを通じ、安定的・効果的・効率的な処理体制の整備を進めます。
- 一般廃棄物処理業に関する許可や処理事業者に対する検査などを通じ、一般廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 市民からの不法投棄に関する通報について、速やかに現場確認を行うとともに、早期の原状 回復に向けた取組を進めます。

《産業廃棄物の適正処理の確保》

- 関係機関などと連携した産業廃棄物の適正処理に関する説明会の開催、適正処理ガイドブックの配付などによる意識啓発を通じ、排出事業者や処理事業者の法令遵守を図ります。
- 産業廃棄物処理業に関する許可、排出・処理事業者に対する立入検査などにより、産業廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 産業廃棄物の処理などに関する市民通報への速やかな対応のほか、パトロール、監視カメラ・不法投棄警告看板の設置など、不法投棄をさせない環境づくりを行います。

《その他の廃棄物などの適正保管・処理の確保》

- PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の適正な保管・期限内の処分について事業者などへ周知 するとともに、PCB 廃棄物の適正処理に向けた監視・指導を行います。
- 使用済み自動車の引取業などに関する登録・許可や、登録・許可事業所に対する立入検査・ 指導など、使用済み自動車の適正処理に向けた監視・指導を行います。

	_	
指標とその説明	基準値	目標値
産業廃棄物処理施設などの 適合率 立入検査において、適正処理を確認で きた産業廃棄物処理業者や事業用施設 の割合	95. 7% (2017 年度)	***
不法投棄などの発生(確認) 件数 一般廃棄物及び産業廃棄物などについて、新たな不法投棄や野焼きなどの不適正処理が確認された件数	140 件 (2017 年度)	***